

# 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泰清会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第24条の規程に基づき、この法人の理事、監事(以下「役員」という。)並びに評議員の報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう)に関する事項について規程し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

## (評議員の報酬等)

第2条 評議員の報酬の総額は、定款第9条のとおりとする。

- 2 評議員が評議員会等の会議に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払う。
- 3 評議員の賞与及び退職手当は、これを支給しない。

## (役員の報酬等)

第3条 役員の報酬の総額は、別に定める「役員等の報酬等の総額の決定」のとおりとする。

- 2 非常勤の役員が理事会、評議員会等の法人の会議ならびに運営の業務にあたった場合、別表1により1日分の報酬を支払う。
- 3 常勤の役員(週5日以上法人に出勤する者)には、別表2により月額で報酬を支払う。但し法人の職員で職員として給与を支給している役員には、これを支給しない。
- 4 月額で報酬を支払う役員に対しては、別表1に係る報酬は支払わない。
- 5 役員の賞与及び退職手当は、これを支給しない。但し、法人の職員で役員の職にあるものには法人の就業規則、給与規程によって支給する。

## (報酬等の支払い)

第4条 別表1により1日分の報酬を支払う場合は、報酬の支払事由発生後、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 別表2により月額で報酬を支払う場合は、法人の職員に支払うのと同様とする。

## (旅費)

第5条 役員が法人の業務のため出張する場合は、法人の旅費規程により支給する。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

#### 附 則

① (平成29年6月20日評議員会決議)

この規程は、評議員会の決議のあった日から施行する。

② (令和4年3月23日評議員会決議)

この規程は、評議員会の決議のあった日から施行する。

別表1(日額支給額)

理事会、評議員会、監事監査等の出席	5,000円
-------------------	--------

別表2(月額支給額)

常勤の役員	550,000円
-------	----------